

お願い

今後の情報の提供や指導等
のためにご協力ください。

これまでも、出荷団体等を中心に指導や講習会を開催し、市報等でもお知らせしてきましたが、組合等に属していない個人出荷の方々への周知が十分行き渡っていない状況が考えられます。

今後、情報等をお知らせさせていただくために、どこの出荷組合等にも属していない個人出荷の方は、2月末日までに「住所・氏名・電話番号」を、農林水産課までご連絡をお願いします。



農薬散布は、
十分注意を!

昨年暮れに事故発生

平成18年度に、茨城県保健福祉部で県内農産物21種(70検体)、各100項目の農薬について残留試験を行った結果、昨年12月に市内の農家から、基準値を超える残留農薬を検出しました。

個人出荷農家の野菜から検出されたもので、出荷停止(同生産物は廃棄処分)をし、今後の農薬の適正使用や安全な農産物の流通について指導をし、再発防止を図ってきました。

行方市は、全国でも有数の野菜生産地です。行方の農産物を安心して消費者に食べていただくために、農薬散布の前には次のようなことに注意し、事故を絶対出さないようにしてください。

昨年の5月29日から「食品衛生法」が改正され、ポジティブ・リスト制が導入されました。

農薬すべてに残留しても良い農薬と基準が決められ、それ以外は一律基準0.01ppm以上の残留を禁止するという制度で、いままでも残留基準値がなかった農産物にも一律の厳しい基準が設定されました。

農薬の残留基準値・一律基準値

約800種類の農薬・抗生物質等(農作物と肉・卵などが対象)に残留基準値を設定しています。農薬によっては米に設定があるが大豆には設定がないという場合があります。その場合は、一律基準(「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量」)の0.01ppmが適用されます。

0.01ppmとは?

約200リットルの浴槽500杯分に対して、薬が1cc残留している、極めて少量の状態を示します。

基準をこえた農産物は?

流通禁止になり、市場に出たものは自主回収をすることになります。費用も含めて、産地全体の風評被害等、大きな影響を及ぼすことが予想されます。

飛散をさせないこと!

例えば葉ものでも、使用できる農薬はそれぞれに違うので、隣の圃場の他の作物にかかってしまうと大変危険なことになります。農薬の飛散防止にも細心の注意が必要なのです。

：次の2つの事項は、特に注意してください。：

○農薬のラベルをよく読んでください。：適用作物と希釈濃度、使用回数などの再確認をする。

○散布記録は絶対条件です。：生産物の、栽培経過を明らかにするために記録は必ず残すこと。

【講習会を予定しています。来月の市報の紙面で詳細をお知らせいたします。】

チェックシート

農薬散布前にもう一度確認を！



チェック 1 Check

農薬の飛散防止のために

立地条件・散布条件の確認

<input type="checkbox"/>	周りは何の作物を栽培している圃場ですか？	作物や収穫日を確認
<input type="checkbox"/>	近くに池や川などはありませんか？	散布方向や風向きに気をつける
<input type="checkbox"/>	風の強さはどうですか？	風が強いときは散布しない

近接作物の確認！

<input type="checkbox"/>	隣に収穫間近の他の作物はありませんか？	散布日を変える等の調整をする
<input type="checkbox"/>	遮蔽シート・ネットなどを使っていますか？	きちっと張ってあるか確認

散布器具の確認！

<input type="checkbox"/>	ノズルは飛散防止タイプですか？	作物に合わせて選ぶ
<input type="checkbox"/>	散布圧力や風量は調整しましたか？	圧力を上げすぎず、風量は絞る

散布方法の確認！

<input type="checkbox"/>	調整した散布液は適切な量ですか？	必要以上の散布は避ける
<input type="checkbox"/>	作物のない方向に散布はしていませんか？	ノズルの方向に注意する
<input type="checkbox"/>	作物に近づけて散布していますか？	できるだけ作物に近づける

チェック 2 Check

農薬を適正に使用するために

<input type="checkbox"/>	農薬ラベルに適正作物として入っていますか？	適用のない作物には使用しない
<input type="checkbox"/>	農薬の定められた使用方法を守っていますか？	使用量・希釈倍数・使用時期・成分ごとの総使用回数を必ず守る
<input type="checkbox"/>	防除機・器具に不具合はありませんか？	日頃の管理を徹底し、使用後は洗浄をする
<input type="checkbox"/>	水田では圃場外に流出しませんか？	止め水をしっかりする
<input type="checkbox"/>	農薬に触れた手で収穫物を扱っていませんか？	農薬を使ったあとは、必ず手を洗う
<input type="checkbox"/>	散布記録を残しましたか？	圃場・作物別に散布年月日・農薬名・散布濃度・量を必ず記録、安全性の確認と栽培の資料になる

農薬は使用基準どおり正しく使えば、その基準値を超えて農薬が検出されることはありません。

問い合わせ先 ◇行方市農業振興センター（北浦庁舎隣） ☎ 0291-35-3114

作物ごとの登録農薬や、散布記録用紙を準備してありますのでご相談ください。

◇農林水産課 ☎ 0291-35-2111 ◇行方地域農業改良普及センター ☎ 0299-72-0256

◇鹿行地方総合事務所農林課 ☎ 0291-33-4111